

広島県告示第五百二十三号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項の規定によって、訪問看護に係る指定居宅サービス事業者として次の者を指定した。

平成十九年五月十日

広島県知事 藤田 雄山

指定居宅サービス事業者	主たる事務所の所在地	名称	居宅サービス事業所		指定年月日
			名称	所在地	
医療法人たかまさ会	広島市東区上温品一丁目二四一九	訪問看護ステーションふれあい	広島市東区上温品一丁目二四一九	平成一八年四月一日	
医療法人社団緑雨会	広島市安佐北区落合一丁目一四一九	高陽第一診療所 訪問看護ステーション	広島市安佐北区落合一丁目一四一六	平成一八年五月一日	
医療法人社団長寿会	広島市安芸区中野五丁目一三三〇	訪問看護ステーション瀬野川	広島市安芸区中野東六丁目三三六	平成一八年九月一日	
医療法人杏仁会	三原市城町三丁目七―一	訪問看護ステーションかもめ	三原市城町五―六	平成一八年一月一日	
エイチ・ワイ・エム株式会社	広島市中区千田町一丁目一五―四―一八〇四	せんだ訪問看護ステーション	広島市中区千田町二丁目四―五スパロー ブロッジせんだ六〇六室	平成一九年一月一日	